

令和3年7月29日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）

8月4日以降における授業等の入構制限について（通知）

7月12日～8月22日における授業等の実施や学生の入構制限については、7月9日付け通知でお知らせしたところですが、最近の東京都における新型コロナウイルス感染症のこれまでにない新規感染者数の増加及び本学での感染者の急増に鑑み、改めて執行部で対応を検討しました。その結果、8月4日～8月31日の期間については、下記のとおり入構制限を強化して実施することが決定され、新型コロナウイルス対策本部会議にも報告されましたので、お知らせいたします。

記

1 8月4日～8月31日における入構制限及びその例外措置

(1) 入構制限

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

(2) 例外措置

次の①～③の学生に限り、届出により許可する。

- ① 対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生
- ② 学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等
- ③ 生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生

※ 対面での授業等の実施基準については、現時点での対応と変更ありませんが、学生が大学構内に入構するためには、授業担当教員等による届出が必要となる。

2 入構手続

(1) 申請書及び入構者名簿提出期限

- 8月4日（水）～8日（日）の入構分は、8月2日（月）12時00分までに申請すること。（以後の変更はできないため入構不可。）
- 8月9日（月・祝）以降の入構分は、1週間単位（月曜日～日曜日）で、前週の木曜日12時00分までに申請すること。

(2) 提出方法

- 研究室単位又は授業科目単位で別紙1「申請書」及び別紙2「入構者名簿（授業については受講者名簿での代替可。）」を作成し、メールにて提出すること。

(3) 提出先

品川キャンパス：施設課課長補佐（nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp）

越中島キャンパス：越中島地区事務室管理係（e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp）

3 注意事項

本件については、学生の大学構内への立ち入りを禁止した上での例外措置やその手続等について示したものであり、特に次の事項に注意すること。

- 本件は真にやむを得ない理由での例外措置である。研究室所属の全学生を入構させる、あるいは全期間に渡って入構させるなどの機械的な申請は行わないこと。
また、申請していることで、学生の登校を義務づけることがないようにすること。
- 各事務担当に提出された「入構者名簿」は、各正門守衛所に配置され、当該名簿に記載のある学生のみ入構が可能となる。入構に際しては本人確認を行うので、必ず身分証明書（学生証等）を提示すること。
- 入構人数や入構時間など、申請の状況と実際の状況に乖離が見られるなど、不適切な申請を行った研究室に対しては、一時的に入構申請を不受理とすることがある。なお、入構申請や守衛所での入構者確認は現行どおり実施するが、入構時と出構時には、学生本人が守衛所において入構者名簿に実績の時刻を記入することとする。
- 入構時刻・出構時刻の記録と申請内容との照合は部門長が行うこととする。
- 「真にやむを得ない用務」以外の行動を厳に慎むこと。
- 用務を終えたならば、直ちに退出し帰宅すること。
- いまだに緊急事態宣言下にあることを十二分に理解して行動すること。